

後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

■ 保険料率の見直しについて ■

■ 保険料率が変わります

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成26・27年度	(年間) 51,472円
-----------	--------------



平成28・29年度	(年間) 49,809円 (1,663円減)
-----------	-------------------------------

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成26・27年度	10.52%
-----------	--------



平成28・29年度	10.51% (0.01ポイント減)
-----------	---------------------------

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成26・27年度	57万円
-----------	------



平成28・29年度	57万円 (変更なし)
-----------	--------------------

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

■ 平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)



■ 平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5千円 ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円 ×世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人当たりの額】

49,809円



所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成27年中の所得-33万円)×10.51%



1年間の保険料

【限度額57万円】

(100円未満切り捨て)

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約 300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約 800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

● 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

● 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

● 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。